



# 山形県公報

平成26年11月25日（火）  
第2600号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………（健康福祉企画課） ……1259

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課） ……1260

### 告 示

○県議会定例会の招集……………（財 政 課） ……1261  
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局） …… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会11月定例会の招集…………… 同

### 公 告

○県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課） ……1262

## 規 則

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第63号

#### 山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第2条中「又は第35条第3項ただし書」を「、第35条第3項ただし書、第39条の2第2項ただし書又は第40条の6第2項ただし書」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 法第8条の2第2項の規定による報告は、薬局情報定期（変更）報告書を知事に提出して行うものとする。

第7条第1項中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同条第2項中「管理医療機器販売業（貸貸業）届出済証明書交付申請書」を「管理医療機器販売業（貸与業）届出済証明書交付申請書」に改める。

第8条第1号及び第2号中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同条中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 法第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業に係る書類

(4) 法第23条の2の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業に係る書類

(5) 法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業に係る書類

別記様式第1号の2の注意中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同様式の別紙中「処方せん」を「処方箋」に改める。

別記様式第3号の2中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記様式第3号の3中「山形県薬事法施行細則」を「山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記様式第4号中「貸貸業」を「貸与業」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の2、第3号の2、第3号の3及び第4号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 訓 令

### 山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に改め、同課の項薬事法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第15項及び第16項中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同欄中第20項を削り、第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同欄第17項中「の製造販売業者及び」を「、医療機器等及び再生医療等製品の製造販売業者並びに医薬品等（薬局製造販売医薬品を除く。）及び医療機器等の」に改め、同項を同欄第18項とし、同欄第16項の次に次の1項を加える。

17 第68条の6の規定による特定医療機器（特定医療機器承認取得者等に係るものを除く。）に関する記録等の事務についての指導及び助言に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同課の項薬事法施行令に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第10項中「薬局開設、医薬品」を「医薬品」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第9項中「薬局開設、医薬品」を「医薬品」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第8項中「薬局開設、医薬品」を「医薬品」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄第2項から第7項までを3項ずつ繰り下げ、同欄第1項中「処方せん数」を「処方箋数」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第1項の前に次の3項を加える。

- 1 第1条の5の規定による薬局開設の許可証の書換え交付に関すること。
- 2 第1条の6の規定による薬局開設の許可証の再交付に関すること。
- 3 第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「山形県薬事法施行細則」を「山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改め、同表産業経済部の項家畜保健衛生課の項中「薬事法に」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第983号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成26年12月2日山形市に招集する。

平成26年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第984号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |      |                  |   |   |
|---|------|------------------|---|---|
| 「 | 仙台支店 | 仙台市青葉区中央三丁目1番24号 | 「 | 」 |
|---|------|------------------|---|---|

を

|   |      |                  |   |   |
|---|------|------------------|---|---|
| 「 | 仙台支店 | 仙台市青葉区中央三丁目1番24号 | 「 | 」 |
| 「 | 栗生支店 | 「」 栗生六丁目5番地の2    | 「 | 」 |

に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会関係

### 告 示

### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成26年11月25日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年11月28日（金） 午後1時10分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- (1) 県立高校再編整備基本計画について
- (2) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について
- (3) 山形県文化財保護条例第26条第1項の規定による山形県指定無形民俗文化財の指定について
- (4) 山形県文化財保護条例第5条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定の解除について
- (5) 山形県文化財保護審議会臨時委員の任命について
- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

(7) 教職員の人事について

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年11月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要           |     |
|------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------------|-----|
|            |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |              |     |
| 県営美原アパート2号 | 鶴岡市美原町19-28      | 2DK  | 40.5                          | 1    | 一般用 | 11,700                  | 13,500                             | 15,500                             | 17,400                             | 19,900                             | 23,000                             | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 城南アパート1号 | 同 城南町9-34        | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,500                             | 36,400                             |              |     |
| 同 未広アパート2号 | 同 未広町23-62       | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,600                             | 44,600                             |              |     |
| 同 川南アパート1号 | 酒田市若宮町二丁目1-1     | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同   | 15,500                  | 17,800                             | 20,400                             | 23,000                             | 26,300                             | 30,400                             |              |     |
| 同 2号       | 同 1-2            | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 15,600                  | 18,000                             | 20,600                             | 23,200                             | 26,500                             | 30,600                             |              |     |
| 同 川南住宅3号   | 同 1-3            | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,400                  | 18,900                             | 21,700                             | 24,400                             | 27,900                             | 32,200                             |              |     |
| 同 東泉アパート1号 | 同 東泉町四丁目15-21    | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同   | 17,500                  | 20,200                             | 23,100                             | 26,000                             | 29,800                             | 34,300                             |              |     |
| 同 北新町アパート  | 同 北新町一丁目1-58     | 同    | 64.3                          | 1    | 同   | 23,400                  | 27,000                             | 30,800                             | 34,800                             | 39,700                             | 45,900                             |              |     |
| 同 余目アパート   | 東田川郡庄内町余目字大塚93-1 | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 16,300                  | 18,800                             | 21,600                             | 24,300                             | 27,800                             | 32,100                             |              |     |
| 同          | 同                | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 16,700                  | 19,300                             | 22,100                             | 24,900                             | 28,500                             | 32,900                             |              |     |
| 同 狩川アパート   | 同 狩川字山居22        | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 12,800                  | 14,800                             | 16,900                             | 19,100                             | 21,800                             | 25,100                             |              |     |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年12月4日から同月10日まで（土・日曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年12月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

## 5 入居の時期 平成27年2月上旬